

点数分析表 (参考)

2022年(令和4年)10月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

◇金属歯冠修復			製作技術料	材料料	70%	
M010	14 K 金合金	インレー(複雑)	284点	1,040点	199点	
		前歯 3/4 冠	370	1,300	259	
	金	大白歯	インレー(単純)	190	418	133
			インレー(複雑)	284	774	199
			* 4/5 冠	310	974	217
			全部金属冠	454	1,225	318
	バ	前歯	インレー(単純)	190	285	133
			インレー(複雑)	284	566	199
			前歯 3/4 冠	370	700	259
			4/5 冠	310	700	217
	ウ	合	全部金属冠	454	877	318
			前歯	370	700	259
			小白歯	310	700	217
	M010-3	ム	大白歯	310	974	217
接合冠			310	700	217	
M010-4	金	大白歯	190	418	133	
		前歯・小白歯	190	285	133	
M011	合	☆前歯・小白歯	レジン前装金属冠	1,174	#1,092	822
M010	銀	大白歯	インレー(単純)	190	22	133
			インレー(複雑)	284	38	199
			* 4/5 冠	310	50	217
			全部金属冠	454	61	318
	合	前歯	インレー(単純)	190	14	133
			インレー(複雑)	284	29	199
			※前歯 3/4 冠	370	35	259
			※ 4/5 冠	310	35	217
			全部金属冠	454	45	318
			乳歯	全部金属冠	454	45
M010-3	金	前歯	370	35	259	
		小白歯	310	35	217	
		大白歯	310	50	217	
M010-4	金	大白歯	190	22	133	
		前歯・小白歯	190	14	133	
M011	合	☆前歯・小白歯	レジン前装金属冠	1,174	# 99	822
M010-2	子	チタン冠	全部金属冠	1,200	66	840
M011-2	前	前歯	レジン前装チタン冠	1,800	66	1,260

※乳歯を除く。 *ブリッジの支台に用いる場合。
 ☆小白歯の場合は、ブリッジの支台歯となる第一小白歯に限る。
 #金属材料と硬質レジン前装材料の合計

◇非金属歯冠修復他			製作技術料	材料料	70%
M015	レジンインレー(単純)		128点	29点	90点
	レジンインレー(複雑)		180	40	126
	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
光重合		768	183	538	
M015-2	CAD/CAM冠	小白歯	*1 188	840	840
			*2 181	840	840
		大白歯	*3 350	840	840
		前歯	*4 438	840	840
M015-3	CAD/CAMインレー	小白歯	*1 188	525	525
			*2 181	525	525
		大白歯	*3 350	525	525

*1 CAD/CAM冠用材料(I) *2 CAD/CAM冠用材料(II)
 *3 CAD/CAM冠用材料(III) *4 CAD/CAM冠用材料(IV)
 注 CAD/CAM冠用材料(III)を小白歯に対して使用した場合は、
 小白歯のCAD/CAM冠用材料により算定する。

◇ポンティック他			製作技術料	材料料	70%	
M017	製造ポンティック	大白歯	金銀パラジウム合金	434点	1,411点	304点
		小白歯	金銀パラジウム合金	434	1,062	304
		大白歯	銀合金	434	49	304
		小白歯	銀合金	434	49	304
	レジン前装金属ポンティック	前歯	金銀パラジウム合金	1,180	# 848	826
			銀合金	1,180	# 63	826
		小白歯	金銀パラジウム合金	634	#1,062	444
			銀合金	634	# 63	444
	大白歯	金銀パラジウム合金	494	#1,411	346	
		銀合金	494	# 63	346	
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ	2,600	1,629	1,820		

#金属材料と硬質レジン前装材料の合計

◇有床義歯(レジン床)			製作技術料	材料料	70%	
M018	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	594点	2点	416点
		5歯 ~ 8歯	732	3	512	
		9歯 ~ 11歯	972	5	680	
		12歯 ~ 14歯	1,402	7	981	
	げ	総	義歯	2,184	10	1,529

◇熱可塑性樹脂有床義歯			製作技術料	材料料	70%	
M019	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	630点	37点	441点
		5歯 ~ 8歯	852	37	596	
		9歯 ~ 11歯	1,064	37	745	
		12歯 ~ 14歯	1,678	37	1,175	
	げ	総	義歯	2,682	37	1,877

◇クラスプ, バー他			製作技術料	材料料	70%						
M020	鑄	双	14 K 金合金	255点	1,348点	179点					
			金銀パラジウム合金	255	1,128	179					
			コバルトクロム合金	255	5	179					
		子	14 K 金合金	255	1,096	179					
			金銀パラジウム合金	255	882	179					
			コバルトクロム合金	255	5	179					
	造	腕鉤	14 K 金合金	235	1,096	165					
			金銀パラジウム合金	235	774	165					
			コバルトクロム合金	235	5	165					
			14 K 金合金	235	842	165					
		レ	スト付)	金銀パラジウム合金	235	673	165				
				コバルトクロム合金	235	5	165				
				14 K 金合金	235	648	165				
				金銀パラジウム合金	235	624	165				
前	歯	コバルトクロム合金	235	5	165						
		切歯	金銀パラジウム合金	235	624	165					
線	双	14 K 金合金	224	645	157						
		不銹・特殊鋼	224	7	157						
		腕鉤	14 K 金合金	156	498	109					
	鉤	レ	不銹・特殊鋼	156	7	109					
		スト無	不銹・特殊鋼	132	7	92					
		コン	※1	前歯	236	312	165				
ピ	ネ	犬歯・小白歯	236	337	165						
		大白歯	236	387	165						
		前歯	236	38	165						
	シ	※2	犬歯・小白歯	236	38	165					
		大白歯	236	38	165						
		オン	※1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合								
鉤	※2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金, 線鉤に 不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合										
	磁	石構造体を用いる場合	260	777	182						
キ		ーパー付根面板を用いる場合	350	※	245						
M021-3	バ	ッ	※材料料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 774点 前歯・小白歯 566点 ・銀合金 大白歯 38点 前歯・小白歯 29点 ・キーパー 233点								
			間	接	支	台	装	置	111	-	78
			1	屈	保	持	装	置	62	-	43
					保	持	装	置	62	-	43

◇乳歯冠・小児保険装置			製作技術料	材料料	70%
M016	乳歯冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		※2 その他の場合	390	2	273
M016-2	小児保険装置		600	-	420
M016-3	既製金属冠		200	29	140

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

◇その他			製作技術料	材料料	70%	
M026	補綴	綴	隙	65点	-点	46点

◇修理			製作技術料	材料料	70%
M029	有床義歯	修理	260点	-点	182点

◇有床義歯内面適合法			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質材料を用いる場合		1,200点	※	840点
	※シリコン系166点, アクリル系100点				

◇人工歯料						
M014 M017 M018 M019	材	部	前歯部		白歯部	
			両側	片側	両側	片側
	レ	ジ	24点	12点	24点	12点
	ス	ル	62	31	87	43
	レ	ジ	58	29	73	37
	硬	質	187	94	101	51
	陶	歯				

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則5に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

注1. %は製作技術料についてのもの小数第1位で四捨五入した。
 注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。
 注3. 1点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。